

私立学校施設設備整備費補助金（私立専修学校施設整備費）の概要

○私立学校施設整備費補助金のうち国庫補助に係るものについて

1 補助区分

- (1) 私立大学等研究設備整備費等補助金（情報処理関係設備）
- (2) 私立学校施設整備費補助金
 - 教育装置
 - 情報通信ネットワーク装置
 - 専修学校防災機能等強化緊急特別推進事業
（耐震補強、耐震診断、非構造部材の耐震対策、防災機能強化事業、バリアフリー化、アスベスト対策）
 - エコキャンパス推進事業
 - 施設環境改善整備事業

2 補助率

- (1) 専門課程 1／2 以内（アスベスト対策は 1／3 以内）
- (2) 高等課程 1／3 以内（アスベスト対策は 2／9 以内）
（耐震事業については、Is 値 0.3 未満等の場合は 1／2）

3 補助事業日程

- | | | |
|--------|-------|---------------------|
| 令和 7 年 | 3 月上旬 | （県⇒設置者）補助事業の計画書提出依頼 |
| | 4 月中旬 | （設置者⇒県）事業計画書提出 |
| | 7 月以降 | （県⇒設置者）内定通知 |
- （内定前に着手（契約含む）した場合、補助対象外となるため注意すること）

※これ以降は、文部科学省からの指示及び学校の事業実施時期による。

※交付申請から支払までの事務手続きは、対象校に別途案内する。

※補助金は事業完了後に精算払い（支払時期は国の支払計画示達による）。

4 留意事項

本年度は令和 7 年 3 月 10 日付け 6 学振第 2 5 3 4 号で当初募集の事業照会をしており、募集は終了している。追加募集の有無・時期は未定。

○私立学校施設整備費補助金のうち県費補助に係るものについて

1 補助区分

- ・国庫補助の区分に加え、県独自で「増築」「改築」「防犯対策」「スクールバス購入費」を対象とする。
 - ・令和7年度から、新たに「大規模修繕」も対象とする。
- ※補助対象経費は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第14号に定める大規模の修繕及び同15号に定める大規模の模様替とそれらに伴う付帯工事。

2 補助率

(1) 専門課程 1／2以内または1／3以内※

(2) 高等課程 1／2以内または1／3以内※

※施設環境改善整備事業（空調設備工事）については、令和8年度まで補助率1／2以内

3 補助事業日程

令和7年	6月	9日	(県⇒設置者)	令和7年度及び8年度事業予定の照会
	6月	26日	(設置者⇒県)	令和7年度事業に係る事業予定表提出
	(随時)	}	(設置者⇒県)	計画書及び資料提出
			(県⇒設置者)	内定通知
			(設置者⇒県)	交付申請
			(県⇒設置者)	交付決定
			(設置者⇒県)	実績報告※
			※事業完了後20日以内又は令和8年4月10日のうち早い日	
	7月	18日	(設置者⇒県)	令和8年度事業に係る事業予定表提出
令和8年	4月	中旬	(設置者⇒県)	令和7年度事業に係る請求書提出
	5月	下旬	(県⇒設置者)	支払（精算払い）

4 留意事項

- (1) 当該年度に国が募集する補助区分については、原則、国庫補助に応募した場合のみ、県の補助制度を活用することができる（緊急的な案件を除く）。
- (2) 内定後の事業着手を基本とするため、事業着手予定日の1か月半前までに事業計画書を提出すること。
- (3) 令和8年度に事業実施を検討している場合には、別紙「令和8年度愛知県私立学校施設整備事業予定表」を提出すること。

令和7年度愛知県私立学校施設設備整備費補助金に係る補助対象事業経費の 下限額及び上限額について

事業区分		限度額
施設 整備 費	1 新築、増築、改築、大規模修繕	新築、増築、その他の改築、大規模修繕：1校（園）当たり6億円以下 耐震に伴う改築：1校（園）当たり6億円以下 ※工事が複数年度にわたる場合、補助対象事業経費の総額は6億円以内とする。 ※一事業で「その他の改築」「耐震に伴う改築」の両方を行う場合、補助対象事業経費の総額は6億円以内とする。
	2 耐震補強工事	幼稚園：下限なし 小学校・中学校・中等教育学校・高等学校：下限なし 専修学校：下限なし
	3 非構造部材の耐震対策 4 防災機能強化	幼稚園：1園当たり1億円以下 小学校・中学校・中等教育学校・高等学校：1校当たり2億円以下 ただし、避難所の指定を受けている学校及び幼稚園が行う自家発電設備の単体整備については200万円以上500万円以下 専修学校（専門課程）：150万円以上 専修学校（高等課程）：下限なし
	5 アスベスト対策工事	幼稚園：1園当たり1億円以下 幼稚園以外：上限下限なし
	6 防犯対策工事	幼稚園：1園当たり30万円以上1億円以下 小学校・中学校・中等教育学校（前期課程）：1校当たり100万円以上2億円以下（令和7年度まで、補助率1/2） 上記以外：1校（専修学校にあつては、専門課程と高等課程を有する場合には課程ごと）当たり400万円以上2億円以下
	7 エコ改修事業	幼稚園：1園当たり400万円以上1億円以下、 ただし、省エネ型空調設備への更新については、200万円以上1億円以下、 建物緑化・屋外緑化については400万円以上1,000万円以下 幼稚園以外：1校当たり1,000万円以上2億円以下 ただし、建物緑化・屋外緑化については500万円以上1,000万円以下、グラウンド芝生化については2,000万以上9,000万円以下として原則として暗渠排水、表面排水及び芝張り等を一体的に整備するものを対象とする。
	8 施設高機能化整備事業	幼稚園：1園当たり150万円以上1億円以下 小学校・中学校・中等教育学校・高等学校：教室の情報化に関連した校内LAN整備は1校当たり250万円以上3,000万円以下、情報教室、その他通常の授業で使用する教室の情報化に伴う改造工事は1校当たり1,000万円以上2億円以下、特別教室及び多目的室、図書室の整備は1校当たり1,000万円以上2億円以下、校舎等のバリアフリー化整備は1校当たり300万円以上2億円以下、カウンセリング機能の強化のための保健室や余裕教室等の整備は1校当たり400万円以上2億円以下。ただし、私立高等学校等ICT設備整備推進事業に伴う上記施設設備は1校当たり下限300万円 専修学校：1校当たり（専門課程と高等課程を有する場合には課程ごと）300万円以上

事業区分		限度額
	9 情報通信ネットワーク 環境施設整備事業 (Wi-Fiルータ設置等の 通信環境の整備を含む)	小学校・中学校・中等教育学校・高等学校：1校当たり100万円以上3,000万円以下 専修学校：1校当たり（専門課程と高等課程を有する場合には課程ごと）100万円以上
	10 施設環境改善整備事業	小学校・中学校・中等教育学校・高等学校：1校当たり200万円以上2億円以下 (実施設計費を含む) 専修学校：1校当たり（専門課程と高等課程を有する場合には課程ごと）200万円以上
	11 教育装置	高等課程：1個又は1組当たり400万円以上 専門課程：1個又は1組当たり2,000万円以上
	12 エコキャンパス推進事業	1校当たり（専門課程と高等課程を有する場合には課程ごと）1,000万円以上
	13 内部改修工事	1区分当たり200万円以上1億円以下
設備 整備 費	1 産業教育設備整備	別途、国庫補助金の定めるとおりとする。
	2 ICT教育設備整備	幼稚園・小学校・中学校・中等教育学校・高等学校：100万円以上4,000万円以下 専修学校：1校当たり（専門課程と高等課程を有する場合には課程ごと）100万円以上 ただし、上記の規定にかかわらず、各学校において児童生徒の学習者用コンピュータ（作業経費を含む。）を整備した場合、可搬型通信機器を整備した場合、遠隔学習を行うことを目的として機器を整備した場合等は、下限はなしとする。 また、上限金額については、上記の規定に関わらず、国庫補助金の要綱要領において単価等が別に定められている際は、それらを準用するものとする。
ス ク ー ル バ ス 購 入 費	スクールバス購入費	1台あたり3,000万円以下 ただし、追加架装(取付費用を含む)は本体価格の30%以内(上限額200万円)とする。 なお、追加架装とは、以下のものをいう。 ①カーナビ、ドライブレコーダー、バックモニター、置き去り防止装置等、安全な運行に資するための装置 ②カーテン・サンシェード、サイドバイザー等、快適な車内環境を維持するための設備 ③塗料等による外面装飾（許諾料を除く）

専修学校は、下記の条件を適用するものとする。

事業区分		条件
施設整備費	1 新築、増築、改築、大規模修繕	増築、改築、大規模修繕について、専修学校にあつては、同一の建物の中に専門課程と高等課程及び一般課程等(学校以外の施設を含む)を有する場合、それぞれの面積等合理的な方法で工事費を按分すること。
	2 耐震補強工事	専修学校にあつては、同一の建物の中に専門課程と高等課程及び一般課程等(学校以外の施設を含む)を有する場合、それぞれの面積等合理的な方法で工事費を按分すること。
	3 非構造部材の耐震対策	専修学校にあつては、同一の建物の中に専門課程と高等課程及び一般課程等(学校以外の施設を含む)を有する場合、それぞれの面積等合理的な方法で工事費を按分すること。
	4 防災機能強化	
	5 アスベスト対策工事	
	6 防犯対策工事	専修学校にあつては、同一の建物の中に専門課程と高等課程及び一般課程等(学校以外の施設を含む)を有する場合、それぞれの面積等合理的な方法で工事費を按分すること。
	7 エコ改修事業	
	8 施設高機能化整備事業	
	9 情報通信ネットワーク環境施設整備事業	同一の建物の中に専門課程と高等課程及び一般課程等(学校以外の施設を含む)を有する場合、それぞれの面積等合理的な方法で工事費を按分すること。
	10 施設環境改善整備事業	
	11 教育装置	
設備整備費	12 エコキャンパス推進事業	同一の建物の中に専門課程と高等課程及び一般課程等(学校以外の施設を含む)を有する場合、それぞれの面積等合理的な方法で工事費を按分すること。
	13 内部改修工事	
	1 産業教育設備整備	
	2 ICT教育設備整備	

7学振第434-1号
令和7年6月9日

関係私立学校
施設設備整備費補助金担当者様

愛知県県民文化局学事振興課
私学振興室助成グループ

令和7年度愛知県私立学校施設設備整備費補助事業計画書等の提出
について（依頼）

令和7年度愛知県私立学校施設設備整備費補助金の交付申請を予定している
学校は、別添1「令和7年度愛知県私立学校施設設備整備費補助金について」
及び別添2「建設工事等に係る補助事業遂行にあたっての留意事項」をご確認
のうえ、下記により事業計画書を提出してください。

記

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 提出書類 | 別添1参照 |
| 2 | 提出部数 | 各1部 |
| 3 | 提出方法 | 郵送又は持参 |
| 4 | 提出期限 | 事業予定表 令和7年6月26日（木）
事業計画書及び添付書類 事業着手予定日の1か月半前まで |
| 5 | 提出先 | 〒460-8501（住所の記載は不要）
愛知県県民文化局学事振興課
私学振興室 助成グループ |
| 6 | 担当者 | 宗宮（高・中等・中・小）
矢子（専修・各種）
小澤（幼稚園） |

担 当 宗宮・矢子・小澤
電 話 052-954-6187

令和 7 年度愛知県私立学校施設設備整備費補助金について

1 事業実施の流れ

令和 7 年 6 月 26 日（木） 事業予定表の提出

事業着手予定日の 1 か月半前まで 事業計画書（様式第 2 号）等の提出

事業計画書等の内容確認後随時 内示、交付申請、交付決定

令和 8 年 4 月上旬 実績報告書の提出、額の確定

5 月下旬 補助金交付

※ 事業完了後、必要に応じて現地確認を実施

2 提出書類

	提出書類	提出時期
(1)	愛知県私立学校施設設備整備事業予定表	6 月 26 日まで
(2)	愛知県私立学校施設設備整備費補助事業計画書（様式第 2 号）	事業計画提出時
(3)	愛知県私立学校施設設備整備費補助金計算書（様式第 3 号）	
(4)	工事予定施設の計画図面（様式自由）	
(5)	耐震性能の診断・補強設計を行った診断者の所見（別紙 1）	
(6)	採択理由書（別紙 2）及び見積書（原本証明必要）	
(7)	エコ改修工事調査票（別紙 3）	
(8)	エコ改修工事のうち、省エネ型設備への更新を行う場合には、その根拠となる仕様の記載された資料	
(9)	契約書の写し（原本証明必要） ※国庫補助内定により既に契約済みの場合のみ	
(10)	令和 7 年度予算書（原本証明必要）	
(11)	愛知県私立学校施設設備整備費補助金交付申請書（様式第 1 号）	交付申請時

(4) は、スクールバス購入費の場合は提出不要。

(5) は、耐震に係る補助事業の場合のみ提出。

(7)、(8) は、エコ改修工事の場合のみ提出。

(4)～(10) は、国庫補助申請で既に県に提出している場合は省略可とする。ただし省略する場合は、省略した書類が分かる一覧を添付すること。

原本証明については、提出する写し全てが原本であることを証明する理事長名義の公文書を添付しても差し支えない（様式自由）。

3 提出書類の詳細

(1) 「工事予定施設の計画図面（様式自由）」

提出する計画図面は以下のとおりとし、工事予定範囲等がわかる簡単な図面とす

る。また、必要な図面の数は精選するとともに、両面印刷する等、資料が大量にならないよう工夫すること。

【共通】

- ・ 工事施工前の建物の写真（工事にかかる部分のみでよい）

【旧建物の面積を確認するための書類】

- ・ 配置図：工事前建物と工事予定建物が比較できる図面であること。
- ・ 平面図：工事予定階の平面図（**補助対象にかかる工事前と工事後の面積がわかるようにすること**）のみ提出し、工事予定範囲を明示し、用途が分かるよう室名等を付すこと。なお、間仕切壁の位置の変更を伴う場合は、現状及び工事後の図面を提出すること。

【外壁等の外部工事を予定している場合】

- ・ 立面図：外壁等の外部工事を予定している場合のみ提出することとし、当該範囲を明示すること。

【ブロック塀等の安全対策を予定している場合】

- ・ 配置図：工事を予定しているブロック塀等の位置を示すこと。

（２）「採択理由書（別紙２）」

ア 原則として国又は地方公共団体の契約方法（別添２「建設工事等に係る補助事業遂行にあたっての留意事項」参照）にならい、入札又は３者以上の業者による見積り合わせ等により契約先及び契約金額を決定し、施工業者については、採択理由書（別紙２）を作成すること。

イ 入札又は３者以上の見積り合わせを行っていない場合は、その理由及び契約金額の適正性について採択理由書に具体的に記入すること。

ウ 見積書及び見積書の内訳を提出し、**補助対象外経費が含まれている場合は、その項目の余白に補助対象外である旨を補記**すること。また、見積書及び見積書の内訳はホチキス止めや製本テープによりまとめること。

エ 見積書の写し等には、**理事長が原本証明（押印不要）**すること。

（３）「令和７年度予算書」

マーカーで線を引く等し、補助申請にかかる予算を明確にすること（補助申請にかかる経費を補正予算で計上する場合は、予算計上額と計上時期を予算書に補記すること）。

但し、すでに県（指導グループ等）へ提出済みの場合は本申請において提出を省くことができる。

4 その他

- (1) 提出する資料は必要なものに限ること（補助対象とならない施設の図面や設備のカタログ等は不要）
- (2) 資料のサイズはA4とする（図面については、A3も可とするが、二つ折りにし、半分を折り返しておくこと）
- (3) 交付申請書は、事業ごとにダブルクリップでまとめること
- (4) 事業計画書及びその添付資料の順番は、次の例のとおりとすること

ア 事業計画提出時

- ・愛知県私立学校施設設備整備費補助事業計画書（様式第2号）
- ・愛知県私立学校施設設備整備費補助金計算書（様式第3号）
- ・工事予定施設の計画図面（様式自由）
- ・耐震性能の診断・補強設計を行った診断者の所見（別紙1）
- ・採択理由書（別紙2）及び見積書
- ・エコ改修工事調査票（別紙3）
- ・省エネ型設備といえる根拠となる仕様の記載された資料
- ・契約書の写し（原本証明必要） ※国庫補助内定により既に契約済みの場合のみ
- ・令和7年度予算書（原本証明必要）
- ・提出する写し全てが原本であることを証明する理事長名義の公文書（様式自由、それぞれの写しに原本証明をする場合は不要）

※様式第2号、第3号以外は、国庫補助申請済みの場合、提出の省略可。

県への事業計画提出時に、既提出資料で変更がある場合は、再提出のうえ、変更箇所が分かるようにすること

イ 交付申請時

- ・愛知県私立学校施設設備整備費補助金交付申請書（様式第1号）

※事業計画時の既提出書類に変更がある場合は、再提出の上変更箇所が分かるようにすること

- (5) エコ改修工事で再生可能エネルギー発電設備を設置する場合においては、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」第6条第1項による認定の申請は行わないものとする。
- (6) スクールバス購入費について、納車時期次第では自動車税の影響により、「補助事業に要する経費」が計画書提出時と交付申請書提出時で異なる場合があるが、その場合は交付申請の金額の根拠となる資料を合わせて提出すること。
- (7) 2の提出書類以外にも必要と求められた書類は都度提出をすること。

令和7年度愛知県私立学校 施設設備整備事業予定表

設 置 者 名	
学 校 (園) 名	
事 務 担 当 者 名	
連 絡 先	

1 事業の概要

事業区分等

事業区分	施設の場合の区分 (該当施設に○)	耐震改築の場合	
		構造(該当構造に○)	Is値(判明している場合)
	校舎・園舎 屋内運動場 プール 武道場	非木造 木造	

事業区分は要綱実施細則の別表1に記載の対象事業を記入

補助金額の算定

総事業費	補助対象事業経費	補助率	補助金額

国庫補助対象分

補助金額	補助金額のうち国庫補助額	補助金額のうち県補助金額

2 工事の内容

※ブロック塀の安全対策を実施する場合、工事費、実施設計費、点検調査費及び長さ(m)を記入すること。

3 過去の補助状況

施設の場合、補助の対象となる施設が、過去に補助金(国庫補助金・県費補助金)の補助対象となっていたことがある場合、その補助金の名称を記入してください。

(1)

補助交付年度	補助金の名称	補助決定者	補助額
		国・県・市町村	

(2)

補助交付年度	補助金の名称	補助決定者	補助額
		国・県・市町村	

4 添付書類

- ・旧施設の建築面積・建築年月日を確認できるもの(新築、増築、改築、大規模修繕の場合)
- ・耐震診断結果が確認できるもの(耐震改築または耐震補強の場合)
- ・アスベスト分析結果が確認できるもの(アスベスト対策工事の場合)

7 学振第 4 3 4 - 2 号

令和 7 年 6 月 9 日

関係私立学校

施設設備整備費補助金担当者 様

愛知県県民文化局学事振興課

私学振興室助成グループ

令和 8 年度愛知県私立学校施設設備整備事業予定について（照会）

令和 8 年度に愛知県私立学校施設設備整備費補助金による事業を予定している学校については、下記により「令和 8 年度愛知県私立学校施設設備整備事業予定表」を提出してください。

なお、予定表の記載に当たっては愛知県私立学校施設設備整備費補助金交付要綱及び実施細則を参照してください。

記

1 提出書類

- (1) 令和 8 年度愛知県私立学校施設設備整備事業予定表（別紙様式）
- (2) 旧施設の建築面積・建築年月日を確認できるもの（新築、増築、改築、大規模修繕の場合）
- (3) 耐震診断結果が確認できるもの（耐震改築または耐震補強の場合）
- (4) アスベスト分析結果が確認できるもの（アスベスト対策工事の場合）
- (5) 改修等を行うブロック塀等の長さ、建築年月日が確認できるもの（ブロック塀等安全対策の場合）

2 提出部数 各 1 部

3 提出方法 郵送又は持参

4 提出期限 令和 7 年 7 月 1 8 日（金）

5 提出先 〒4 6 0 - 8 5 0 1（住所の記載は不要）

愛知県県民文化局学事振興課

私学振興室助成グループ

6 担当者 宗宮（高・中等・中・小）

矢子（専修・各種）

小澤（幼稚園）

担当 宗宮・矢子・小澤

電話 0 5 2 - 9 5 4 - 6 1 8 7

令和8年度愛知県私立学校 施設設備整備事業予定表

設 置 者 名	
学 校 (園) 名	
事 務 担 当 者 名	
連 絡 先	

1 事業の概要

事業区分等

事業区分	施設の場合の区分 (該当施設に○)	耐震改築の場合	
		構造(該当構造に○)	Is値(判明している場合)
	校舎・園舎 屋内運動場 プール 武道場	非木造 木造	

事業区分は要綱実施細則の別表1に記載の対象事業を記入

補助金額の算定

総事業費	補助対象事業経費	補助率	補助金額

国庫補助対象分

補助金額	補助金額のうち国庫補助額	補助金額のうち県補助金額

2 工事の内容

※ブロック塀の安全対策を実施する場合、工事費、実施設計費、点検調査費及び長さ(m)を記入すること。

3 過去の補助状況

施設の場合、補助の対象となる施設が、過去に補助金(国庫補助金・県費補助金)の補助対象となっていたことがある場合、その補助金の名称を記入してください。

(1)

補助交付年度	補助金の名称	補助決定者	補助額
		国・県・市町村	

(2)

補助交付年度	補助金の名称	補助決定者	補助額
		国・県・市町村	

4 添付書類

- ・旧施設の建築面積・建築年月日を確認できるもの(新築、増築、改築、大規模修繕の場合)
- ・耐震診断結果が確認できるもの(耐震改築または耐震補強の場合)
- ・アスベスト分析結果が確認できるもの(アスベスト対策工事の場合)